

単 価 契 約 仕 様 書

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

(予防接種担当 面村、長井 電話 222-4421)

件 名	(単価契約) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種、RSウイルス感染症予防接種、高齢者帯状疱疹予防接種及び高齢者肺炎球菌予防接種に関するデータ入力業務													
契 約 期 間	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月31日													
契 約 条 件	1 業務の概要等 (1) 概要 発注者である本市から提供するヒトパピローマウイルス感染症予防接種、RSウイルス感染症予防接種、高齢者帯状疱疹予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種の予防接種券(別紙2)を基に、同じく発注者が提供するエクセルファイルに接種日等、接種履歴等の入力を行う。 入力後、入力に間違いがないか複数人での確認等を行ったうえで、当該エクセルファイルを発注者が提供するDVD-RWに記録し、提出する。 ア 1件当たり入力する内容(別紙2)赤破線枠囲み項目を参照)													
		ヒトパピローマウイルス感染症予防接種	RSウイルス感染症予防接種	高齢者帯状疱疹予防接種	高齢者肺炎球菌予防接種									
	接種回数	1～3回目	-	1～2回目	-									
	予防接種コード (ワクチンの種類)	2価⇒201 4価⇒202 9価⇒203	-	生ワクチン ⇒92 不活化ワクチン ⇒91	-									
	性別	-	-	男性・女性	男性・女性									
	接種日	西暦												
	生年月日	西暦												
	対象者氏名	カナ入力												
		イ 採番 入力したエクセルデータについて、1件ずつ番号を採番するとともに、発注者から提供する予防接種券へエクセルで付した番号を記載すること。 ウ 予定入力件数												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒトパピローマウイルス感染症予防接種</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>RSウイルス感染症予防接種</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>高齢者帯状疱疹予防接種</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>高齢者肺炎球菌予防接種</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>		予防接種名	件数	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種	12,000	RSウイルス感染症予防接種	6,300	高齢者帯状疱疹予防接種	28,000	高齢者肺炎球菌予防接種	5,000	
予防接種名	件数													
ヒトパピローマウイルス感染症予防接種	12,000													
RSウイルス感染症予防接種	6,300													
高齢者帯状疱疹予防接種	28,000													
高齢者肺炎球菌予防接種	5,000													

なお、予定入力件数は、対象者数に基づく実績または予測によるものであり、予防接種者数の増減により実際の件数に大幅な増減があっても、発注者は何ら補償しない。

エ 日程(予定)

(別紙1)のとおり

ただし、変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者双方の協議によりその取扱いを決するものとする。

オ データの受渡し方法

発注者が提供するDVD-RWにデータを記録のうえ、暗号又はパスワードを設定し、受注者が直接発注者に持参する。なお、持参に要する交通費は受注者が負担する。

カ 入力頻度

毎月中旬以降に発注者が提供する書類を基に入力を行い、納品期日までに発注者へデータの受渡しを行う。受渡しを行う日程は、契約締結後に別途、協議することとする。

(2) 実施計画の策定

受注者は、契約締結後、発注者と協議のうえ、以下のものを作成し、速やかに本市へ提出すること。

- ・ 業務実施体制
- ・ 業務フローチャート（各業務の手順等を示したもの）

(3) 契約目的物等

ア 契約目的物

受注者が入力及び編集等を行ってデータを作成し、また、必要に応じて修正等を完了したデータについて、DVD-RWに記録したものをいう。

イ 予防接種券の入力及び編集

受注者は、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種券、RSウイルス感染症予防接種券、高齢者带状疱疹予防接種券、高齢者肺炎球菌予防接種券について、契約締結後に発注者が交付する仕様書に従い、入力（入力完了後、入力及び編集内容等に誤りがないかを確認する作業を含む。以下同じ）を行い、データを作成することとする。

また、パンチ入力については、データ品質保持のため、異なる作業員によってエントリー・ベリファイすることとし、さらに受注者は本委託業務の実施にあたって、必ずベリファイを行わなければならない。

ここでいうベリファイとは、データを再エントリーすることをいい、目視による確認は含まない。

なお、エントリーとベリファイで結果が異なる場合、ベリファイ担当者は、予防接種券を基に再度エントリーする。

その結果がエントリー担当者のも的一致すればその内容でエントリーし（例1）、異なればベリファイ担当者が当初ベリファイを含めて、同一内容のエントリーを3回連続で繰り返し行う（例2、例3）。（下図参照）

		エントリー担当者	ベリファイ担当者			
			1回目	2回目	3回目	4回目
入力内容	例1	A（正）	B（誤）	A（正）		
	例2	A（誤）	B（正）	B（正）	B（正）	
	例3	A（誤1）	B（誤2）	C（正）	C（正）	C（正）

※ エントリーとベリファイはそれぞれ別の担当者が行う。

ウ データのバックアップ

契約期間中に全ての入力データについてバックアップを行うとともに、契約期間終了後は、本契約に係る全てのデータを抹消すること。

(4) 実施報告書の提出

本業務終了後、速やかに事業報告書を提出すること。

2 実施体制

(1) 業務管理者の配置

委託業務全般を統括する業務管理者を1名以上配置すること。

業務管理者は、主に、委託業務に係る運営計画の策定及び進捗管理、業務実施体制のマネジメント・指導、個人情報保護、発注者との連絡調整等の責を担う。

(2) 委託業務の実施場所
業務実施場所は受注者において確保すること。
なお、業務実施場所は、個人情報保護の観点から、施錠可能であることのほか、業務実施場所への出入口に入退室管理システムが設置されていること、業務実施場所の全景を撮影し録画する防犯カメラが設置されていることを要件とする。

(3) 委託業務に使用する機器等
委託業務で使用するパソコン等の情報機器（以下、「作業用機器」という。）は、外部ネットワークに接続しないこと。
また、作業用機器について、セキュリティ対策を最新の状態に保つこと。
なお、作業用機器以外の機器に、本委託業務に関するデータ等を取り込んではならない。
その他、USBメモリをはじめとする外部記憶媒体は、発注者の許可なく使用しないこと。

(4) 問い合わせ対応
発注者からの問い合わせに速やかに対応できるよう、連絡先や体制を確保すること。
なお、対応時間は、平日（土・日・祝日・年末年始（12月29日より1月3日）を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとする。

3 貸与品

(1) 貸与品

- ア 入力委託業務の対象とする予防接種券
- イ 入力内容を収録し、本市に納品するための記録媒体（DVD-RW）

(2) 貸与品の受渡し方法等
（別紙1）のとおり

(3) 提供方法等

発注者は、ヒトパピローマウイルス感染症、RSウイルス感染症、高齢者帯状疱疹、高齢者肺炎球菌の予防接種券をキーロック付きのケースに入れて、受注者に提供する。
なお、接種券の貸与の際には、別途、発注者が用意する受渡簿に運搬担当者のサイン又は押印を求める。

(4) その他

- ・ 貸与品等の運搬に係る交通費は、受注者負担とする。
- ・ 貸与品の運搬中は、発注者の執務室と業務実施場所以外への立ち寄りを禁止する。
- ・ 貸与品の取扱いにあたっては、滅失・き損等がないように細心の注意を払うこと。
- ・ 貸与品の保管は、施錠可能なキャビネット等で行うこと。
- ・ 受注者の故意又は過失により、貸与品の全部または一部を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者は、発注者の指定するところにより、代品を納め、若しくは現状に復して返還するとともに、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下、同じ）を賠償しなければならない。
- ・ 前記貸与品のほか、委託業務を履行するにあたり、必要となる物品については、全て受注者において準備すること。

4 納入及び貸与品の返還

(1) 納入先（返還場所）

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎3階）

(2) 返還方法等

受注者は納品期日までに予防接種券及びDVD-RWの返還・納入を行う際、受渡簿にサイン又は押印を行うとともに、発注者が受け取ったことを証するサイン又は押印を受け取ることをとする。

5 再委託の禁止

受注者は、契約の履行に当たって、業務の実施を第三者に委託してはならない。ただし、事前に発注者が承認した場合はその限りでない。

6 支払方法

発注者による業務の履行確認後、受注者の請求に基づき支払うものとする。ただし、業務の性質上、分割して計算できる業務に関して、実施済業務分に限って、発注者が履行確認を行えば、当該実施済み業務分の経費について、受注者の請求に基づき支払うことを可能とする。

7 契約の解除等

(1) 契約の解除

業務開始後、受注者が本仕様書内で求めている水準を維持できないと判断した場合は、発注者は相当の期間を定めて受注者に対し是正を求める。

是正を求めたにも関わらず、正当な理由なく受注者がこれに従わない場合又は発注者の定めた履行期限までに受注者による是正が困難なため契約の目的を達成することができないと認められる場合は、発注者は受注者に対し、契約解除及び損害の賠償を求める。

また、次のいずれかに該当する場合、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。

ア (別紙3)の第10条第1項に定めるドキュメント、プログラム及びデータについて、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん及び盗難による被害が生じた場合

イ (別紙3)の第15条第2項による検査の為に納入されたデータ又は成果物として納入されたデータについて、1度の納入につき、日本語データ(2バイト文字)については10,000文字当たり5文字以上の割合、ANKデータ(1バイト文字)については50,000フィールド当たり1フィールド以上の割合で誤りがある場合

(2) 契約金額の減額

受注者が本仕様書内で定めている業務の一部を実施できなかった場合には、発注者は当該業務の割合に応じて契約額を減額する。

(3) 損害賠償

故意、過失を問わず、受注者が本業務を遂行するに当たり、受注者の責めに帰する事由により、市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受注者がその損害を賠償する責任を負うものとする。

8 入札参加資格

個人情報を含む本件目的物に対し、適切な保護措置を講ずる体制が整備されている必要があるため、受注者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定又はISO・IEC27001の認定を受けていること。

また、品質マネジメント規格ISO9001の認定を受けていること。

9 その他

(1) 委託業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、(別紙3)、(別紙4)の共通仕様書に記載の事項についても遵守すること。

なお、本仕様書の記載が共通仕様書の記載と異なるときは、本仕様書の記載事項が優先される。

(2) 発注者が必要と認める場合は、データ・本仕様書等その他の委託業務の履行に必要な書類及びプログラムの管理状況並びに委託業務の履行状況について、いつでも受注者に対して報告を求め、業務実施場所等に立ち入って検査し、又

は必要な指示等を行えるものとする。受注者はこれに従うこと。

- (3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義若しくは変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者双方の協議によりその取扱いを決するものとする。

10 連絡先

保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 予防接種担当（担当：畠村、長井）

住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

（発注者の執務室）京都市役所北庁舎3階

電話：075-222-4421

日程表

連絡月	引渡し期日（予防接種券引渡日）	DVD-RW及び予防接種券納品期日
6月	契約締結次第決定※	契約締結次第決定※
7月	令和8年7月17日	令和8年7月24日
8月	令和8年8月19日	令和8年8月26日
9月	令和8年9月16日	令和8年9月28日
10月	令和8年10月16日	令和8年10月23日
11月	令和8年11月20日	令和8年11月27日
12月	令和8年12月18日	令和8年12月25日
1月	令和9年1月20日	令和9年1月27日
2月	令和9年2月19日	令和9年2月26日
3月	令和9年3月19日	令和9年3月26日

※6月連絡分については、3か月分（4、5、6月）を提供する。



HPV予防接種券

フリガナ _____

被接種者氏名 _____

(西暦・平成) _____ 年 _____ 月 _____ 日生

_____ 歳 _____ 月

住 所 京都市 _____ 区 _____

TEL. _____

保護者氏名※ _____

医療機関記入欄

接種回数及び接種ワクチンを○で囲んでください

接種回数 (1回目・2回目・3回目) ○ ワクチン (2価・4価・9価) ○

前回接種ワクチンが不明の場合、右欄にチェック

接種年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所在地

名 称

医師名

使用ワクチン

サーバリックス (2価)

ガーダシル (4価)

シルガード9 (9価)

ロット番号

※被接種者が満16歳以上の場合、記入する必要はありません。

※今後、年度途中で接種券の様式が変わる可能性があります。



RSウイルス感染症 予防接種券 (妊婦用)

※ボールペンで記入してください (鉛筆や消せるボールペンは不可)。

40

ふりがな
被接種者氏名

生年月日 (和暦) 年 月 日
歳 月

母子健康手帳番号

住所 京都市 区

電話番号 - -

接種日時点
の妊娠週数 週 日目

接種年月日 (和暦) 年 月 日

以下医療機関記入欄

接種回数

接種年月日 年 月 日 回目

所在地

名称

医師名

使用ワクチン	RSウイルス (アブリスボ)	ロット番号
--------	-------------------	-------

（妊婦用）

令和7年度 高齢者肺炎球菌予防接種



高齢者肺炎球菌予防接種券 (太枠内を記入してください。)

被接種者 (接種を受ける方)	フリガナ		性別
	氏名 (自署)		男・女
	生年月日	西暦・昭和 年 月 日 (歳)	
	住所	京都市 () 区	
	電話番号		
自己負担金 該当するものにシ点を記入してください			
<input type="checkbox"/> 4,000円 <input type="checkbox"/> 無料 (生活保護等受給証明書の提出を受けてください)			

医療機関 記入欄	接種年月日	接種医療機関
	年 月 日	所在地
	ワクチン接種量	メーカー又は製剤名 / ロット
	0.5mL	名称
		医師名

※自己負担金が2,000円の方は、この予防接種券ではなく、京都市が発行する自己負担区分証明書(兼予防接種券)を使用してください。

令和8年度 高齢者肺炎球菌予防接種



高齢者肺炎球菌予防接種券 (太枠内を記入してください。)

被接種者 (接種を受ける方)	フリガナ		性別
	氏名 (自署)		男・女
	生年月日	西暦・昭和 年 月 日 (歳)	
	住所	京都市 () 区	
	電話番号		
自己負担金 該当するものにシ点を記入してください			
<input type="checkbox"/> 7,000円 <input type="checkbox"/> 無料 (生活保護等受給証明書の提出を受けてください)			

医師記入欄	被接種者が接種日現在、60歳以上65歳未満の場合のみ、該当理由にシ点を記入してください。		
	<input type="checkbox"/> 心臓機能障害	<input type="checkbox"/> 腎臓機能障害	<input type="checkbox"/> 呼吸器機能障害
	<input type="checkbox"/> ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害		
医療機関 記入欄	接種年月日	接種医療機関	
	年 月 日	所在地	
	ワクチン接種量	メーカー又は製剤名 / ロット	
	筋肉内	名称	
	0.5mL	医師名	

※自己負担金が3,500円の方は、この予防接種券ではなく、京都市が発行する自己負担区分証明書(兼予防接種券)を使用してください。

電子計算機による事務処理等（入力等）の 委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- 1) 契約目的物
 - 2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - 3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

- 第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
 - 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
 - 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

（教育の実施）

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
 - 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
 - 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第10条** 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
 - 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
 - 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
 - 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
 - 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
 - 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
 - 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
 - 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
 - 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
 - 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(データ等の廃棄)

- 第11条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは

引き渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
 - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
 - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

(監督)

- 第12条** 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(事故の発生の通知)

- 第13条** 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

- 第14条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。
- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
 - 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

- 第15条** 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第4条第1項の検査に係る試行、試験等のための納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 乙は、契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除)

- 第16条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めるときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。

- 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約を解除することができる。
- 4 甲は、前3項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 5 乙は、第1項から第3項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第18条** 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
 - 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第4項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第4項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(作業実施場所における機器)

第19条 委託業務の履行に必要な機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。)は、委託業務を開始する前に、京都市(以下「発注者」という。)が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複製又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。